

いじめ防止基本方針

山武市立日向小学校

I 基本理念等

- (1) 基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) 学校及び学校の教職員の責務

II 学校いじめ対策組織

- (1) いじめ防止対策委員会
- (2) ミニ生徒指導委員会

III いじめの未然防止

- (1) いじめを生まない土壌づくり
- (2) 心の通う人間関係づくり
- (3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

IV いじめの早期発見・相談・通報

- (1) 積極的ないじめの認知
- (2) 窓口としての機能
- (3) 相談しやすい体制

V いじめを認知した場合の対応・指導

- (1) 情報を集める
- (2) 指導・支援
- (3) 日々のいじめ認知と組織的対応（フロー図）

VI 重大事態への対処

- (1) 重大事態発生と調査
- (2) 重大事態発生の報告
- (3) 調査を行う組織
- (4) 調査の実施
- (5) 調査結果の提供及び報告

VII 公表・点検・評価等について

I 基本理念等

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と*①一定の人間関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は*②物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった*③児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

*①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

*②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見적으로는けんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

*③児童が市外に存在する学校に在籍している場合を含む。

*具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。

※消去されたものであってもいじめとして調査対象となる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。このような場合は、被害者の意向を配慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（「いじめ防止対策推進法」第8条）

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚すること。
- いじめへの対応は、学校全体で一致協力体制のもとに取り組むこと。
- いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応すること。

II 学校いじめ対策組織

(1) いじめ防止対策委員会

※いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・学年主任・養護教諭・SC・心の教室相談員・情報を担当する関係職員等、必要に応じて構成
※本委員会は、いじめ対応及び重大事態発生時の母体として設置する。

開催：定期的に学期に1回及び緊急時等、必要に応じて開催する。

(2) ミニ生徒指導委員会

構成：校長・教頭・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・SC・心の教室相談員

開催：毎週火曜日 6校時

内容：いじめ認知状況の把握及び対応方針等の共有

III いじめの未然防止

(1) いじめを生まない土壌づくり

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得ることを踏まえて、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、継続的に取り組む。

(2) 心の通う人間関係づくり

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人間として絶対許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。さらに、地域との連携により、多くの人々との接点を確保する。

(3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。そして、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を持たせる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発を行う。

《学級担任等》

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることについて理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切に「分かりやすい授業づくり」を進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- 心身の健康状態を把握する。

《生徒指導担当教員》

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- 全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など。）

IV いじめの早期発見・相談・通報

（１）積極的ないじめの認知

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。（いじめ認知シートの活用）

※留意点

- 好意から起こった行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。
- １回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

（２）窓口としての機能

いじめの早期発見のためには、児童から最も身近な存在であり、保護者や地域住民等から最も頼られる存在であるべき教職員が、安心・信頼の相談・通報窓口となる。

このためには、学校が組織として対応する仕組みやその運用の在り方を構築する際には、児童や保護者の参画を得る等する。また、その存在と活動の姿を児童や保護者に十分に示していく。

（３）相談しやすい体制

いじめの早期発見のため、いじめ相談メールの周知や定期的なアンケート調査及び教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。

《学級担任等》

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間 ・ 放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

《教育相談担当教員》

- 定期的な（学期 1 回）アンケート調査「心のアンケート」や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室や心の教室相談員等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休み ・ 放課後等の校内巡視等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

【教育委員会や関係機関等との連携】

- 児童の生命、身体又は財産に「重大な事態」が発生した疑いがあると認めた時は、直ちに山武市教育委員会 ・ 地方公共団体の長に報告するとともに、所轄警察署に通報し適切に援助を求める。あわせて 報道機関への対応を図る。

V いじめを認知した場合の対応・指導

(1) 情報を集める

教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

《学級担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援

《組織》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導主任、教育相談、管理職、SC、相談員、関係職員等で役割を分担）
- 事実関係を明確にするための調査等で現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

【いじめられた児童やいじめた児童への対応及びその保護者への対応】

- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

【教育委員会や関係機関等との連携】

- 児童の生命、身体又は財産に「**重大な事態**」が発生した疑いがあると認めた時は、直ちに山武市教育委員会・地方公共団体の長に報告するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。あわせて報道機関への対応を図る。

① 児童への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童に対応する教員》

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- 状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を組む。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

②保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

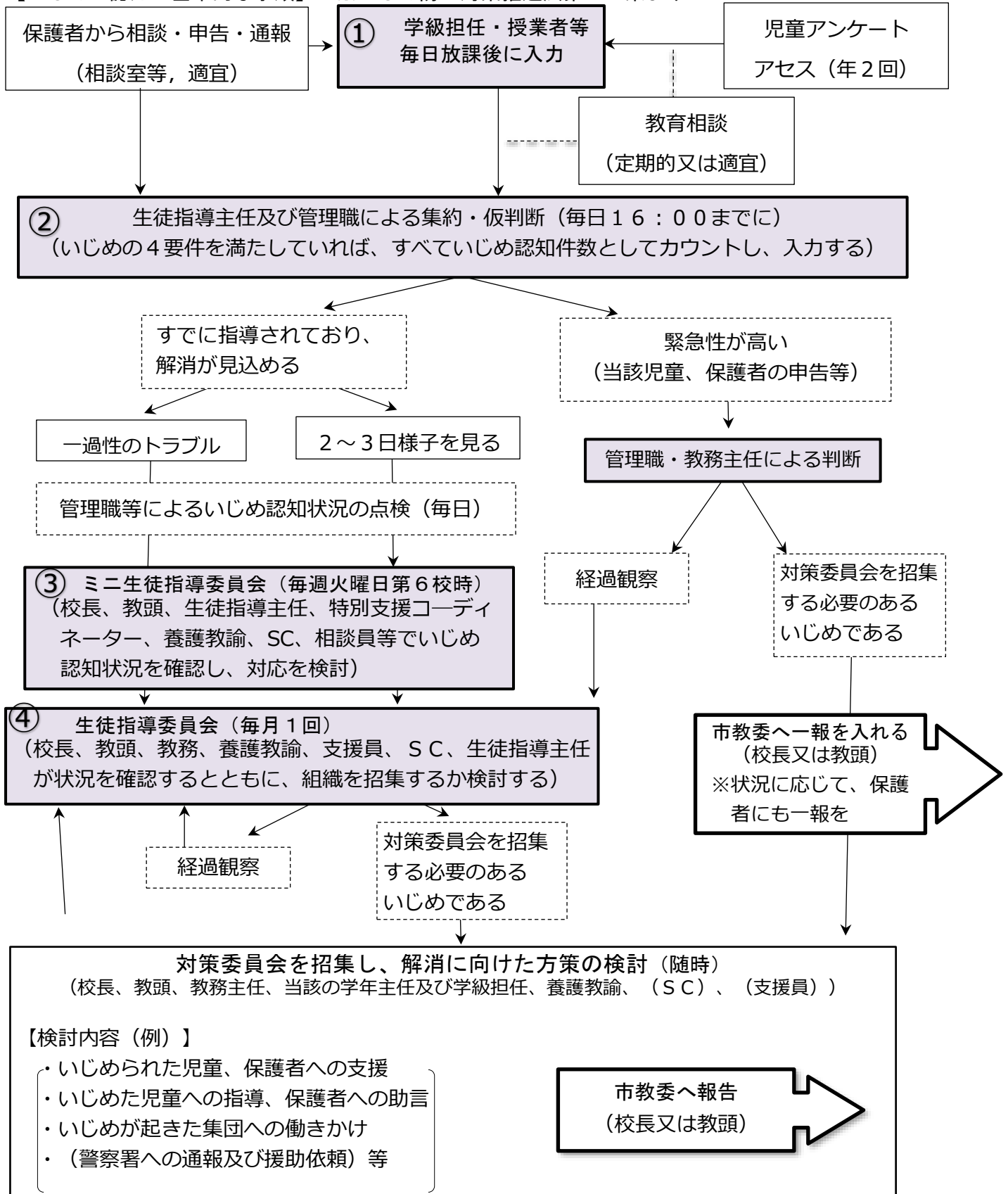
日向小・いじめ認知の手順

【いじめ認知の4要件】

- ☐ ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ☐ ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ☐ ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ☐ ④当該行為の対象となったB が心身の苦痛を感じていること

【いじめの認知の基本的な手順】

※いじめ防止対策推進法第16条より



VI 重大事態への対処

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害^{*①}が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間^{*②}学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態発生と調査

法第 28 条第 1 項に重大事態について規定されている。国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。

*①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童の状況に着目して判断する。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 等のケースが想定される。

*②「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態発生の報告

- 重大事態と認められる場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。

【調査の趣旨及び調査の主体】

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- ・ 従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、市長等による調査を並行して実施することもある。

(3) 調査を行う組織

- 学校が調査の主体となる場合は、校内に設置した「いじめ防止対策委員会」を母体として、調査を行う。重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査を行う。
- 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の附属機関である「市調査対策委員会」において調査を行う。

(4) 調査の実施

- ・ いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 調査に当たっては「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

(5) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め説明を行う。

②調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

VII 公表、点検、評価等について

- ・ 「学校基本方針」については、日向小学校のホームページ等で公開する。
- ・ 「学校基本方針」が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを必要に応じて、PDCAサイクルの中で、見直しを行う。
- ・ 「学校基本方針」の策定に当たっては、方針を検討する段階から学校運営協議会委員やPTA役員等の参画により、地域と連携した「学校基本方針」になるようにする。
- ・ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、児童の意見を取り入れる。
- ・ 学校評価及び人事評価でいじめ問題について扱う際は、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、児童理解や教育相談体制、未然防止や早期発見の取組、適切な情報共有や組織的対応等についてであることを全職員に周知し、評価結果を踏まえて常に改善に取り組む。

◆取り組みの年間計画◆

月	内容	
4月	全教職員で「いじめ認知システム」について共通理解、日々のいじめ認知開始	
4月	生徒指導委員会の開催	
4月	SOSの出し方教育	
5月	生徒指導委員会の開催	
6月	教育相談週間①の実施（事前アンケートを踏まえて）	
6月	生徒指導委員会の開催	
7月	生徒指導委員会の開催	
8月	いじめ防止に係る個人研修（情報モラル、人権教育等）	
8月	生徒指導委員会の開催	毎週火曜日6校時、ミニ生徒指導委員会を開き、いじめ認知の状況について情報共有し、今後の対策方針について検討する。 必要に応じて、職員全体で情報を共有し、対応する。
9月	生徒指導委員会の開催	
9月	学級経営の見直しを踏まえた実態把握	
10月	教育相談週間②の実施（事前アンケートを踏まえて）	
10月	生徒指導委員会の開催	
11月	生徒指導委員会の開催	
11月	全職員でいじめ認知の進捗状況の共有	
12月	生徒指導委員会の開催	
1月	生徒指導委員会の開催	
2月	生徒指導委員会の開催	↓
2月	教育相談週間③の実施（事前アンケートを踏まえて）	
3月	一年間の総括	

